

●プラン評価のしかた

墨田区男女共同参画推進プラン（第5次）（令和元年度～5年度）は、「基本理念」に基づく「基本目標」と、「施策の方向」、具体的な「課題」、それを実現するための「事業」により体系化されています。

「事業」について、各所管課が年度ごとに計画・実施報告・自己評価を行います。これに、「施策の方向」ごとに、事務局で取りまとめをします。そして、墨田区男女共同参画推進委員会が、これらに基づき第三者評価を行います。

1 所管課評価

「事業」について、所管課が当年度計画と前年度実施状況を報告します。

所管課では、各事業の「男女共同参画の視点でめざす効果」（表1）を明らかにし、それに基づいて前年度実施状況の自己評価を表2のとおり行います。

【表1 男女共同参画の視点でめざす効果】

番号	内 容	表 記
ア	家庭や地域において男女共同参画意識が高まる	家庭・地域の意識高揚
イ	性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた選択が期待できる	性別に関係のない、個性・能力に応じた選択
ウ	性別に関係なく、人権が尊重される	性別に関係のない人権の尊重
エ	あらゆる暴力を防止することが期待できる	暴力防止
オ	生涯を通じた女性の健康支援が期待できる	女性の健康支援
カ	あらゆる分野に性別に関係なく参画することができる	男女共同参画
キ	仕事と育児・介護の両立支援のための環境を整えることにより、性別に関係なく、仕事と生活の調和を図ることができる	仕事と生活の調和
ク	地域の安心・安全な生活の確保に向けて男女共同参画の視点の導入を推進する	男女共同の安心安全
ケ	男女共同参画推進体制の整備・充実を図ることができる	体制の整備充実

【表2 自己評価】

A	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定を上回る効果を発揮した。
B	計画どおり実施し、男女共同参画の視点においても予定した効果を発揮した。
C	男女共同参画の視点において課題が残る。
D	計画通りには実施できなかった。

※ 所管課の自己評価に関する補足説明

A評価・・・「予定を上回る効果」とは、男女共同参画の視点で、当初想定していた以上の効果のこと。

B評価・・・「予定した効果」とは、男女共同参画の視点で、当初想定していた効果、又は概ね良好な効果のこと。

C評価・・・「全て」もしくは「概ね」事業を実施することができたが、男女共同参画の視点で課題が残った（計画、実施、効果の3側面のうち、いずれかに課題が残った）。

D評価・・・天変地異、事故、その他の理由により、「大部分」もしくは「全く」事業を実施できなかった。

その他・・・事業の発展的な解消や事務事業の見直しにより廃止された事業は、評価の欄は「－」

2 男女共同参画推進プラン進捗状況報告書 推進委員評価

「所管課評価」及び「事務局まとめ」を基に、施策の方向ごとに、男女共同参画推進委員会評価をお願いします。

【評価の凡例】

基本目標に対して効果が	大きかった	◎
	あった	○
	少しあった	△
	なかった	×

- (1) 施策の方向ごとの評価
(2) 課題ごとの評価
(3) 総括評価
- } 次頁 【様式】参照

【様式】

基本目標 1	互いの知識や意識を高め、人権が尊重されるまち すみだ	
施策の方向(1)	男女共同参画意識を高めます	
<p>★ 評価基準 基本目標に対して効果が、◎大きかった、○あった、△少しあった、×なかった</p>		
● 施策の方向		
基本目標に対して効果が	評価理由等	
◎ 大きかった	施策の方向の講評	
● 課題別評価		
課題	基本目標に対して効果が	評価理由等
① 固定的な性別役割分担意識の解消 【事業番号1～4】 (P.1～P.3)	○ あった	課題の講評
② 家庭、学校、地域における男女平等教育・学習の充実 【事業番号5～9】 (P.4～P.6)	△ 少しあった	課題の講評

(1)
施策の方向ごとに評価

(2)
課題ごとに評価

(3)
総括評価 (別シート)

総括評価	基本目標1～3	○
全体の総括講評		